

《記入例 4》

- ① 年度当初に届いた「特別徴収税額の決定通知書」に、既に退職している等、特別徴収できない（※注）従業員の名前が記載されている場合
 ② 平成 31 年中に住所の変更があった人が、給与支払報告書作成後に異動（退職・転勤等）した場合

①の場合…この記入例の異動届を速やかに提出して下さい。

（異動の連絡があった場合、6月上旬に改めて税額変更通知書を送付します）

②の場合…平成 31 年度（平成 32 年 5 月まで）は鎌ヶ谷市で課税しますが、平成 32 年度（平成 32 年 6 月以降）は住所変更後の市区町村で課税されます。

鎌ヶ谷市には 14 ページ又は、15 ページの異動届を、住所変更後の市区町村にはこの記入例の異動届を提出して下さい。

◎例 4…年度当初の通知書に、平成 31 年 3 月 31 日にすでに退職した従業員の名前が記載されていた場合

<p>「給与支払報告書」に ○を付けて下さい。</p> <p>婚姻等により名字が 変更した場合は、旧姓 も記入して下さい。</p> <p>退職等で転出・転居 し、住所が変わった場合 は必ず記入して下さい。</p>	<p>給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書</p> <p>④異動があった場合は、速やかに提出してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top; padding: 5px;"> 鎌ヶ谷市長様 平成 31 年 5 月 15 日提出 受給者番号 (整理番号) 123456 氏名 小林 夏美 (旧姓 吉田) 生年月日 (昭和) 平成 56 年 8 月 10 日 個人番号 22222222222222 1 月 1 日 現在の住所 鎌ヶ谷市富岡 4-5-6 絶手の住所を記入 なくなった後の住所 船橋市本町 7-8-9 </td> <td style="width: 70%; vertical-align: top; padding: 5px;"> 〒 273-0124 鎌ヶ谷市中央 1-2-3 フリガナ (カブ) ハツミショウジ 氏名又は名称 (株) 初富商事 代表取締役社長 粟野 一郎 (会社印) 個人番号 又は法人番号 111111111111111111 受給者番号 (整理番号) フリガナ コハヤシ ナツミ 特別徴収義務者 (A) (B) (C) (D) (E) 従業員番号 (F) (G) (H) (I) (J) (K) (L) (M) (N) (O) (P) (Q) (R) (S) (T) (U) (V) (W) (X) (Y) (Z) </td> </tr> </table>	鎌ヶ谷市長様 平成 31 年 5 月 15 日提出 受給者番号 (整理番号) 123456 氏名 小林 夏美 (旧姓 吉田) 生年月日 (昭和) 平成 56 年 8 月 10 日 個人番号 22222222222222 1 月 1 日 現在の住所 鎌ヶ谷市富岡 4-5-6 絶手の住所を記入 なくなった後の住所 船橋市本町 7-8-9	〒 273-0124 鎌ヶ谷市中央 1-2-3 フリガナ (カブ) ハツミショウジ 氏名又は名称 (株) 初富商事 代表取締役社長 粟野 一郎 (会社印) 個人番号 又は法人番号 111111111111111111 受給者番号 (整理番号) フリガナ コハヤシ ナツミ 特別徴収義務者 (A) (B) (C) (D) (E) 従業員番号 (F) (G) (H) (I) (J) (K) (L) (M) (N) (O) (P) (Q) (R) (S) (T) (U) (V) (W) (X) (Y) (Z)	<p>必ずご記入下さい。 指定番号と整理番号とは税額通知書に記載されている番号です。事業所独自の受給者番号とは異なりますので注意して下さい。</p> <p>税額を記入する必要はありません。(ア)～(ウ)に斜線を引いて下さい。</p>																																																												
鎌ヶ谷市長様 平成 31 年 5 月 15 日提出 受給者番号 (整理番号) 123456 氏名 小林 夏美 (旧姓 吉田) 生年月日 (昭和) 平成 56 年 8 月 10 日 個人番号 22222222222222 1 月 1 日 現在の住所 鎌ヶ谷市富岡 4-5-6 絶手の住所を記入 なくなった後の住所 船橋市本町 7-8-9	〒 273-0124 鎌ヶ谷市中央 1-2-3 フリガナ (カブ) ハツミショウジ 氏名又は名称 (株) 初富商事 代表取締役社長 粟野 一郎 (会社印) 個人番号 又は法人番号 111111111111111111 受給者番号 (整理番号) フリガナ コハヤシ ナツミ 特別徴収義務者 (A) (B) (C) (D) (E) 従業員番号 (F) (G) (H) (I) (J) (K) (L) (M) (N) (O) (P) (Q) (R) (S) (T) (U) (V) (W) (X) (Y) (Z)																																																															
給与所得者異動届出書		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">1. 現年度</th> <th style="width: 30%;">2. 新年度</th> <th style="width: 30%;">3. 両年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※市町村使用欄</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別徴収義務者 指 定 番 号</td> <td>99999 ← ※市町村ごとに 異なります</td> <td></td> </tr> <tr> <td>整理番号</td> <td>5 ← ※異なります</td> <td></td> </tr> <tr> <td>就業場所</td> <td>人事課給与係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先の氏名及び 所属課、係名並びに 電話番号</td> <td>田中 秋美 445-1141 (内線 999)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>異動の事由</td> <td>異動後の未収取 税額の徴収</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ア) 退職</td> <td>退職した年の 3 月から退職時までの給与支払額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(イ) 転勤</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ウ) 会社解消</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(エ) 休職</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(オ) 長期欠勤</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(カ) 死亡</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ク) 会社解散</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ケ) 住所変更</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(コ) その他 (特別徴収不可)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">※「その他(特別徴収不可)を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。」</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1 (普B)</td> <td>他の事業所で特別徴収 (例: 乙種適用者)</td> </tr> <tr> <td>2 (普C)</td> <td>給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が96万5千円以下)</td> </tr> <tr> <td>3 (普D)</td> <td>給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)</td> </tr> <tr> <td>4 (普E)</td> <td>事業専従者 (個人事業主のみ対象)</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度	※市町村使用欄			特別徴収義務者 指 定 番 号	99999 ← ※市町村ごとに 異なります		整理番号	5 ← ※異なります		就業場所	人事課給与係		連絡先の氏名及び 所属課、係名並びに 電話番号	田中 秋美 445-1141 (内線 999)		異動の事由	異動後の未収取 税額の徴収		(ア) 退職	退職した年の 3 月から退職時までの給与支払額		(イ) 転勤			(ウ) 会社解消			(エ) 休職			(オ) 長期欠勤			(カ) 死亡			(ク) 会社解散			(ケ) 住所変更			(コ) その他 (特別徴収不可)			※「その他(特別徴収不可)を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。」			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1 (普B)</td> <td>他の事業所で特別徴収 (例: 乙種適用者)</td> </tr> <tr> <td>2 (普C)</td> <td>給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が96万5千円以下)</td> </tr> <tr> <td>3 (普D)</td> <td>給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)</td> </tr> <tr> <td>4 (普E)</td> <td>事業専従者 (個人事業主のみ対象)</td> </tr> </table>			1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例: 乙種適用者)	2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が96万5千円以下)	3 (普D)	給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)	4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)
1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度																																																														
※市町村使用欄																																																																
特別徴収義務者 指 定 番 号	99999 ← ※市町村ごとに 異なります																																																															
整理番号	5 ← ※異なります																																																															
就業場所	人事課給与係																																																															
連絡先の氏名及び 所属課、係名並びに 電話番号	田中 秋美 445-1141 (内線 999)																																																															
異動の事由	異動後の未収取 税額の徴収																																																															
(ア) 退職	退職した年の 3 月から退職時までの給与支払額																																																															
(イ) 転勤																																																																
(ウ) 会社解消																																																																
(エ) 休職																																																																
(オ) 長期欠勤																																																																
(カ) 死亡																																																																
(ク) 会社解散																																																																
(ケ) 住所変更																																																																
(コ) その他 (特別徴収不可)																																																																
※「その他(特別徴収不可)を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。」																																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1 (普B)</td> <td>他の事業所で特別徴収 (例: 乙種適用者)</td> </tr> <tr> <td>2 (普C)</td> <td>給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が96万5千円以下)</td> </tr> <tr> <td>3 (普D)</td> <td>給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)</td> </tr> <tr> <td>4 (普E)</td> <td>事業専従者 (個人事業主のみ対象)</td> </tr> </table>			1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例: 乙種適用者)	2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が96万5千円以下)	3 (普D)	給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)	4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)																																																						
1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例: 乙種適用者)																																																															
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が96万5千円以下)																																																															
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)																																																															
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)																																																															

※注)「特別徴収ができない」とは……

異動届に記載のある理由を 12 項目のいずれかにあてはまる場合です。「異動の事由」1～8 以外の理由で特別徴収ができない場合は、「9. その他」を選択し、「1 (普 B)」から「4 (普 E)」のいずれかの理由を必ず選択して下さい。
 以上の理由以外では、特別徴収を普通徴収に切り替えることが認められませんのでご了承下さい。